

# 拓殖大学 大学院学位論文審査基準

## 言語教育研究科

### ◆修士論文

修士の学位の授与に関して、学位申請者が提出した修士論文を、以下の審査項目について、主査1名と副査1名以上により論文審査と最終試験（口頭試問）による総合評価を行い、可否を判定する。

#### ○修士論文審査基準

1. 研究テーマの適切性・妥当性について
2. 先行研究、文献資料、調査などの情報収集の適切性・妥当性について
3. 研究方法の適切性・妥当性について
4. 論旨の明確さ、および妥当性について
5. 以上の基準を満たしたうえで、全体の構成、言語表現が適正で、「論文」としての体裁が整っていること。
6. 研究方法、内容、結論等に幾ばくかの独創性を持っていること。

### ◆博士論文

学位論文の提出を受け、研究科委員会は、審議を行い、学位審査委員会を設ける。学位審査委員会は、指導教授を主査とし、研究科委員会において選出された副査2名以上をもって構成する。なお、論文内容によっては、他大学、研究所等の教員等を学位審査委員会の委員として加えることができる。

学位審査委員会は、学位論文の内容を以下の審査基準により審査し、1年以内に可否の判定を行う。

これに基づき研究科委員会出席委員の3分の2以上の賛成を得て可否を決定する。審査委員会は、論文の審査、試験及び学力の確認を本学学位規程第11条により行う。

#### ○博士論文審査基準

1. 研究テーマの適切性・妥当性について
2. 先行研究、文献資料、調査などの情報収集の適切性・妥当性について
3. 研究方法の適切性・妥当性について
4. 論旨の妥当性について
5. 以上の基準を満たしたうえで、全体の構成、言語表現が適正で、「論文」としての体裁が整っていること。
6. 論文の内容が独創性を有し、当該学問分野の研究に幾ばくかの貢献をなすものであり、また、将来高等教育機関で自立した教育者・研究者として当該分野の中で活躍していく能力および学識が認められること。

平成25年10月25日の研究科委員会にて決定